



中国自一第66号  
中国自監第37号  
平成29年 5月15日

公益社団法人広島県バス協会会長 殿

中国運輸局自動車交通部長



一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について

標記について、別添のとおり自動車局旅客課長より通知があったので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図りたい。



平成 年 月 日  
番 号

貸切バス事業者 殿

住 所  
名 称 ○○法人○○貸切バス適正化センター  
代表者

平成○○年度に適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法  
並びに同負担金の請求について

平成○○年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法については、このたび別添「認可書」(写) のとおり○○運輸局長の認可を受けたところです。

つきましては、道路運送法第43条の15第3項の規定に従い通知しますので、同封の請求書により期限内に負担金を納付されますようお願いいたします。

(添付書類)

- ・平成○○年度負担金の額及び徴収方法の認可書(写)
- ・平成○○年度負担金の額及び徴収方法
- ・負担金請求書

問い合わせ先  
電話

平成〇〇年度  
負担金の額及び徴収方法

〇〇法人〇〇貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成〇〇年2月1日現在の貸切バス登録車両数（営業所数）をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分の負担金を一括納付して下さい。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を〇〇ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の可否については下表のとおりとなります。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。